

請願文書表

平成24年6月盛岡市議会定例会（平成24年7月2日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
2	H24. 6.25	医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願	盛岡市本町通二丁目1-36 浅沼ビル5階 岩手県医療労働組合連合会 執行委員長 中野 るみ子 (紹介議員) 鈴木礼子 高橋重幸 守谷祐志	教育福祉常任委員会
3	H24. 6.25	消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願	盛岡市松尾町19-8 盛岡民主商工会 代表 高杉 孫六 (紹介議員) 鈴木礼子 細川光正 高橋重幸 守谷祐志	総務常任委員会
4	H24. 6.25	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願	盛岡市本町通二丁目1-36 浅沼ビル6階 全日本年金者組合岩手県本部 代表者 小松原 進 (紹介議員) 鈴木礼子 細川光正 守谷祐志	総務常任委員会

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の

医療・介護を求める請願書

紹介議員

高橋 重幸

守谷 義之

鈴木 礼子

請願第 2 号



盛岡市
議長 村田芳三 様

2012年6月25日

岩手県医療労働組合連合会
執行委員長 中野るみ子
020-0015 盛岡市本町通2-1-36
浅沼ビル5階
電話 623-5066

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の 医療・介護を求める請願書

【請願趣旨】

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の大幅増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るため、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

【請願項目】

1. 医療・介護現場の過酷な労働改善のために、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を、1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
2. 医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みに増やし、医師・看護師・介護職員等が、ゆとりを持って働く水準に増員すること。
3. 医療・介護の国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
4. 以上の趣旨に基づき、政府関係機関に意見書を提出して頂きたいこと。

以上

請　願　書

消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願について

紹介議員

細川光正

高橋重幸

守屋祐尚

鈴木礼子

請願第 3 号



請願団体 盛岡民主商工会

会長 高 杉 孫 六

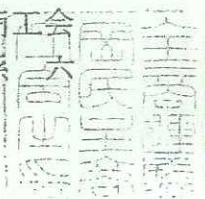
盛岡市議会議長
村田芳三様

2012年6月25日

盛岡市松尾町19-8

団体名 盛岡民主商工会

代表 高杉孫



消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

政府は、社会保障のためといいながら、医療費の窓口負担引き上げ、年金削減など、社会保障の切り下げと一緒に、消費税を2014年に8%、2015年には10%にまで引き上げると言っています。

国民世論は「消費税の増税に反対」が日を追って増え、「これ以上、家計のどこを切り詰めて暮らせというのか」「これ以上の増税、店を閉めるしかない」「消費税が増税されれば、仕事もなくなり、職を失うことになる」と、切実な声が高まっています。

この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ちこみ、被災地をはじめ全国の地域経済は大打撃を受けます。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税増税倒産や廃業がふえることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかです。

消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されましたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方です。低所得者ほど負担が重い、弱いものイジメの税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくありません。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業・高額所得者・資産家に応分の負担を求めることが必要だと考えます。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税をやめるよう求める意見書の採択・送付を求めます。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

【請願項目】

- 1、消費税増税に反対する意見書を採択し、政府に意見書を提出していただくこと

2012年 6月 25日

盛岡市議会

議長 村田 芳三 様

公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

請願者

団体名 全日本年金者組合岩手県本部
住 所 盛岡市本町通 2-1-36
浅沼ビル 6F
代表者 小松原 進



団体名 全日本年金者組合盛岡支部
住 所 盛岡市本町通 2-9-24 101号
代表者 後藤 法夫

紹介議員

細川 光正

請願第 4 号

守屋 衣香
釜木 礼子



4、平成 12 年（2000 年）以降、自公政権でさえも「現下の社会経済情勢にかかるがみ」、また、「高齢者の生活に配慮しつつ」、特例法によって平成 12 年～14 年（2000 年～2002 年）の据え置き分は凍結し、平成 16 年（2004 年）には法改正により、特例措置分について物価が上昇する状況の下で解消することとされた。今回の 2, 5% 削減は、こうした経過とそれなりの配慮を無視した暴挙と言わざるを得ない。

[用語解説]

特例水準（「特例措置」）

現在の年金制度では、年金給付の際に消費者物価上昇率を勘案して加算したり、削減したりすることになっているが、平成 12 年から 14 年にかけては、時の経済状況と高齢者の厳しい生活実態を勘案し、特例法により物価下落分の 2.5% は削減せずに据え置いたこと。

本来水準とは、本来法律で想定している水準。特例措置により 2.5% 高くなっているという主張。

「2.5%」は、平成 11 年から 13 年までの物価下落分の合計。

「消費性向とかけ離れた消費者物価指数」消費者物価指数には、下落の原因となったデジタル化により大幅に下がったテレビなどの電化製品、無償化が実施された高校授業料が含まれており、高齢者の生活に欠かせない生鮮食料品の高騰や、税金や国保料などの公的負担金増などで高齢者の生活は厳しくなっている。

盛岡市議会議長
村田芳三様

2012年6月25日

盛岡市松尾町19-8

団体名 盛岡民主商工会

代表 高杉孫



消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

政府は、社会保障のためといいながら、医療費の窓口負担引き上げ、年金削減など、社会保障の切り下げと一緒に、消費税を2014年に8%、2015年には10%にまで引き上げると言っています。

国民世論は「消費税の増税に反対」が日を追って増え、「これ以上、家計のどこを切り詰めて暮らせというのか」「これ以上の増税、店を閉めるしかない」「消費税が増税されれば、仕事もなくなり、職を失うことになる」と、切実な声が高まっています。

この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地をはじめ全国の地域経済は大打撃を受けます。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税増税倒産や廃業があふることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかです。

消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されましたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方です。低所得者ほど負担が重い、弱いものイジメの税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくありません。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業・高額所得者・資産家に応分の負担を求めることなどが必要だと考えます。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税をやめるよう求める意見書の採択・送付を求めます。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

【請願項目】

- 1、消費税増税に反対する意見書を採択し、政府に意見書を提出していただくこと

請願書

消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願について

紹介議員

細川光正

高橋重幸

守屋義彦

鈴木礼子

請願第 3 号



請願団体 盛岡民主商工会

会長 高杉孫六

2012年 6月 25日

盛岡市議会

議長 村田 芳三 様

公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

請願者

団体名 全日本年金者組合岩手県本部
住 所 盛岡市本町通 2-1-36
代表者 小松原 進



団体名 全日本年金者組合盛岡支部
住 所 盛岡市本町通 2-9 - 24 101号
代表者 後藤 法夫

紹介議員

川光正

守屋義高
釜木礼子

請願第 4 号



2012年 6月 25日

盛岡市議会

議長 村田 芳三様

請願者

全日本年金者組合岩手県本部
盛岡市本町通2-1-36
執行委員長 小松原 進

全日本年金者組合盛岡支部
盛岡市本町通2-9-24 101号
執行委員長 後藤 法夫

公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

日夜を分かたぬ国民生活向上のためのご尽力に敬意を表します。

さて、政府は税と社会保障の一体改革のなかで、私たちの生活にかかわる多くのことを改悪しようとしています。

特に年金の「特例水準解消・2.5%削減」は次のような理由から絶対容認できません。

- 1、10年も前の措置をあたかも借金であるかのように見立てるのは不當であり、消滅時効に相当する措置をとるべきです。
- 2、特例措置分は‘04年の法改正において、物価が上昇する状況の中で解消することとしており、この約束にも反します。
- 3、高齢者の生活実態をまったく無視した暴挙です。この削減を行えば、消費はさらに冷え込みます。
- 4、年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することにつながります。
- 5、全国的にはデフレ脱却はいっそう困難になります。

かかる影響を勘案いただき、貴議会において、地方自治法第99条に基づく下記事項の意見書を国に提出していただきますよう請願いたします。

記

- 1、公的年金の「特例水準解消・2.5%削減」は行わないこと。

以上

「特例水準解消」による年金削減に反対する理由

1、平成 12 年～14 年（2000 年～2002 年）に行われた物価スライドの据え置き分については、長い間「特例措置」と表現されてきた。ところが、平成 22 年（2010 年）1 月の厚労省報道発表資料「平成 22 年度の年金額について」において、にわかに「特例水準」と「本来水準」なる用語が現れ、あたかも年金受給者が不当な利得を得ているかのような印象を与えるキャンペーンが始まった。厚労省は、この間の「不当利得」が 7 兆円にも及ぶといった発表をし、「不当性」をさらに強調しているが、これこそが高齢者の生活実態を無視したまったく不当な主張である。

過去の「特例措置」は、時の政情も反映して当時の自公政府により実施されたものであり、受給者、国民にとってそれは<貰い過ぎ>でもなんでもない。加えて、その後は「特例措置」を据え置いたまま消費性向とはかけ離れた消費者物価指数をもとに減額措置をとっており、事実上平成 12 年（2000 年）の年金額を起点とした年金額が本来のものと理解してきた。

10 年も前の措置をあたかも借金であるかのように見立てて、これを返せというに等しいこの主張は到底納得できない。民法の消滅時効を援用し、「特例措置」自体を解消すべきである。

2、年金は高齢者の命綱であり、年金額の改定は、高齢者の生活実態に即して行われるのが大原則である。特例水準の発端となった平成 12 年～14 年（2000 年～2002 年）当時と比較して、高齢者の生活は厳しさを増しこそそれまったく楽にはなっていない。増税や社会保険料の引き上げにより、高齢者は可処分所得が当時よりも大幅に低くなっている。

ここで年金削減を行えば、消費はさらに冷え込み、デフレからの脱却をいつそう困難にする。年金収入が占める割合の高い農村地帯等の財政に及ぼす影響も多大である。まして、東日本大震災や、原発事故の被害者への負担増は考えるだに恐ろしいほどである。

3、年金削減の理由は、制度の安定的な維持、世代間格差の解消などとしているが、これらは景気の回復、賃金の引き上げ、雇用状況の改善なしには実現しない。数字合わせ的な対処は、かえって年金制度の基盤を危うくするものでしかない。

4、平成 12 年（2000 年）以降、自公政権でさえも「現下の社会経済情勢にかかるがみ」、また、「高齢者の生活に配慮しつつ」、特例法によって平成 12 年～14 年（2000 年～2002 年）の据え置き分は凍結し、平成 16 年（2004 年）には法改正により、特例措置分について物価が上昇する状況の下で解消することとされた。今回の 2, 5% 削減は、こうした経過とそれなりの配慮を無視した暴挙と言わざるを得ない。

[用語解説]

特例水準（「特例措置」）

現在の年金制度では、年金給付の際に消費者物価上昇率を勘案して加算したり、削減したりすることになっているが、平成 12 年から 14 年にかけては、時の経済状況と高齢者の厳しい生活実態を勘案し、特例法により物価下落分の 2.5% は削減せずに据え置いたこと。

本来水準とは、本来法律で想定している水準。特例措置により 2.5% 高くなっているという主張。

「2.5%」は、平成 11 年から 13 年までの物価下落分の合計。

「消費性向とかけ離れた消費者物価指数」消費者物価指数には、下落の原因となったデジタル化により大幅に下がったテレビなどの電化製品、無償化が実施された高校授業料が含まれており、高齢者の生活に欠かせない生鮮食料品の高騰や、税金や国保料などの公的負担金増などで高齢者の生活は厳しくなっている。

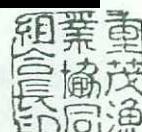
「放射能を海に流さないこと」とする法律、
放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

紹介議員 田川 光正 ◎
高橋重幸
守屋祐尚

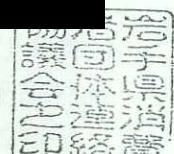
平成 23 年 11 月 24 日

盛岡 市議会議長 村田芳三 様

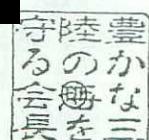
請願者 (住所) [REDACTED]
(氏名) 重茂漁業協同組合
代表理事組合長 伊藤 隆一



(住所) [REDACTED]
(氏名) 岩手県消費者団体連絡協議会
会長 高橋克公



(住所) [REDACTED]
(氏名) 豊かな三陸の海を守る会
会長 田村剛一



請願第 10 号



「放射能を海に流さないこと」とする法律、

放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

一 請願の趣旨

私たち「豊かな三陸の海を守る会」は市民運動として、青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場から、放射性物質を海や空へ放出しないことを求める法律制定の請願活動を行ってまいりました。

ところが、3・11大震災により三陸海岸の村落、市街は壊滅的な被害を受けました。とりわけ水産関連施設はご承知のように全壊と言っても過言ではありません。

さらに、大震災を受けて東京電力福島第一原子力発電所は破局的な事故を引き起こし、周辺地域は放射能で汚染され除去の見通しは立たず、住民は移住を余儀なくされております。放射能汚染は福島県に止まらず、関東北部から岩手県南にまで及び市民生活はもとより、農業、畜産業にも経済的、精神的な被害をもたらしております。

このような状況の中でも、再処理工場は依然として海や空に放射性物質を放出し続け、さらには事故やトラブルを引き起こしながらも、来年10月の本格稼動に向けて準備を進めております。

本格操業が始まると、大量の放射性物質が海や空に放出され、その結果第2の福島原発になります。これ以上三陸の海が放射能で汚染されると、県民の健康はもちろんのこと、食の安全が脅かされます。また、三陸の漁業、農畜産業、観光が大打撃を受け、経済的損失は計り知れないのであります。そこで、放射能を海に流さないことをとする法律制定が必要と考えます。

三陸沿岸住民とりわけ子供の健康、漁業、観光、そして食の安全を守るために、法律制定に向けての請願が採択されますよう特段のご尽力をお願い致します。

二 請願の理由

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、私たちが心配していたとおり、工場内の放射能漏れや内部被爆、耐震設計のミス、せん断機の油漏れ事故、ガラス固化体製造の失敗など事故やトラブルが多発しています。これでは、将来大事故に繋がる心配は払拭できません。

この核燃料再処理工場は、再処理の過程で生じるトリチウムやヨウ素129等の放射性廃液を沖合3km、水深44mの放水口から大量に放出しています。

現在、再処理工場の廃液の放流に関して濃度規制はありません。これでは放射能による汚染の心配が増すばかりです。

本県沿岸は世界三大漁場の一つに挙げられ、サンマ、イカの獲る漁業だけでなく、サケ、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった増殖漁業が盛んに行われ、安全な三陸の海産物を全国に提供してきました。三陸の自然がさらに放射性物質で汚染されると、沿岸住民の健康や食の安全も危うくなります。

このことを心配して、私たちは岩手県内各自治体に対し議会請願を行ってきました。その結果、現在、県内33自治体中、31市町村の議会が「放射能を海に流さない法律制定」の請願を採択し、意見書を国及び関係機関に提出しております。

こうした岩手県内の住民、漁民のかけがえのない海を守ろうとする願いが実現されますよう、貴議会において国に働きかけていただきたく請願致します。

三 請願事項

- 放射性物質を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の制定を求める意見書を国に提出すること。

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める意見書（案）

東日本大震災により三陸沿岸の村落や市街地は壊滅的な被害を受けました。とりわけ水産関連施設は御承知のように全壊と言っても過言ではありません。さらに、大震災を受けて東京電力福島第一原子力発電所は破局的な事故を引き起こしました。周辺地域は放射能で汚染され、その除去の見通しは立てられておらず、住民は移住を余儀なくされています。放射能汚染は、福島県にとどまらず、関東北部から岩手県南にまで及び、市民生活はもとより、農業、畜産業にも経済的、精神的な被害をもたらしています。

このような状況の中でも、再処理工場は依然として海や空に放射性物質を放出し続け、さらには事故やトラブルを引き起こしながらも、平成24年10月の本格稼働に向けて準備を進めております。これ以上三陸の海が放射能で汚染されると、沿岸住民の健康はもちろんのこと、食の安全が脅かされます。また、三陸の漁業、農畜産業、観光が大打撃を受け、経済的損失は計り知れません。これらのことから、放射能を海に流さないことをとする法律の制定が必要と考えます。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く求めます。

記

- 放射性物質を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年7月6日

盛岡市議会